土地家屋調査士の
安心宣言

相談しよう！境界のこと

聞いてみよう！ADRのこと

土地の境界問題でお悩みの方、お困りの方

お近くの、土地家屋調査士会、境界問題相談センター、ADR認定土地家屋調査士にご相談ください。

※「境界問題相談センター」は総称で、土地家屋調査士会により呼称は若干異なります。

■ご相談は…

境界問題解決支援センター道東
〒085-0833 釧路市宮本1丁目2番4号
TEL 0154 - 64 - 5940

詳しくはWEBで。
土地家屋調査士 検索

土地家屋調査士は2010年に
制度制定60周年を迎えました。

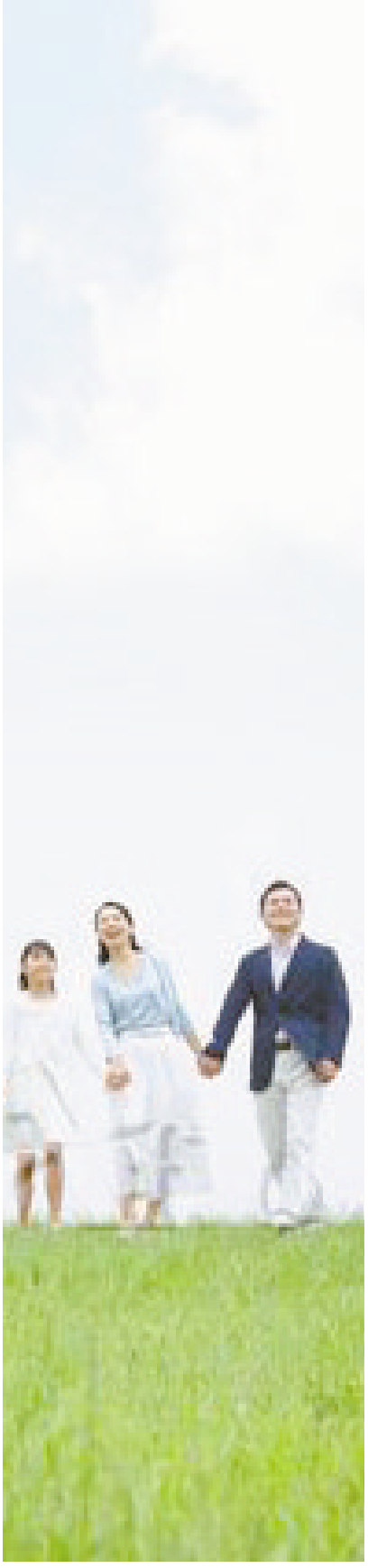

境界紛争とは…

境界の紛争は人的紛争といわれ、単に境界の紛争ではなく相隣関係によるさまざまなものがあるため、紛争解決には多くの時間と費用を要します。また、境界紛争の相手方は隣接土地所有者でもあるため、境界が決まっても当事者同士の心のわだかまりが残るという特徴があります。

土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センター

土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センターでは、土地家屋調査士が土地の境界を明らかにするとともに、境界にかかわる民事紛争の早期解決のために土地家屋調査士と弁護士が調停人として当事者間の話し合いのお手伝いをしています。

また、確認した境界に境界標の埋設を行い、調停の合意内容に基づき登記手続きを行うなど、境界にかかわる全ての紛争解決を目指しています。

※「境界問題相談センター」は総称で、土地家屋調査士会により呼称は若干異なります。

民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士（ADR認定土地家屋調査士）がサポート

境界問題相談センターで境界紛争を解決する際には、「ADR認定土地家屋調査士」が弁護士との共同受任により当事者の代理人になることができます。

ADR認定土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第3条1項7号に規定された、特別研修を受講し考査に合格した者に与えられる資格です。土地境界の専門家として弁護士と共に境界紛争の早期解決に貢献しています。

土地家屋調査士®
ひと・とち・みらい　はーもにー

日本土地家屋調査士会連合会
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
tel.03（3292）0050　fax.03（3292）0059
http://www.chosashi.or.jp